

きくがわ苑居宅介護支援事業所

住み慣れた地域で

小さな頃から慣れ親しんだ菊川の地で友人・知人とのつながりを大切に
自分で出来る事を持ち続けて生活をしていくために

お困りごとはありませんか？



介護保険のサービスを利用するには

介護保険のサービスを利用するには申請をして、どの程度の介護が必要かという「認定」を受ける必要があります。

☆このようなときに申請します

65歳以上の方（第1号被保険者）

心身が弱り日常生活に介護や支援が必要となった場合

40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となった場合

☆申請から認定までの流れ

1 申請

ご本人またはご家族が市役所介護保険課（または各支所）で申請書に記入。介護保険証を添えて申請します。（第2号被保険者の方は医療保険証も必要です）
ご本人・ご家族が申請に行くことが出来ない場合は、指定居宅介護支援事業所や介護施設に申請を代行してもらうことができます。

2 ① 認定調査

調査員がご自宅を訪問し、ご自身の心身の状況などを調査致します。
調査結果がコンピューターに入力され、1次判定が行われます。

② 主治医の意見書

かかりつけ医に「主治医の意見書」の作成を市から依頼します。

3 介護認定審査会

保健・医療・福祉の専門家5名で構成される介護認定審査会において「1次判定の結果」・「認定調査の結果」をもとに介護が必要かどうか、必要ならどの程度の介護が必要かを審査判定します。（2次判定）

4 認定

介護認定審査会の判定結果に基づいて市が「要支援1・2」「要介護1～5」のいずれかに認定し、その結果を記載した通知書と保険証をご本人に郵送致します。
認定結果は、おおむね30日以内に通知されます。

介護サービスの利用方法

認定を受けたら、ご自分の心身の状況や希望などにあつた介護サービスを利用するために

居宅介護支援事業所に、介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。

ケアマネジャーが介護サービス事業者等との連絡調整を行い、ご本人にあつた在宅サービスの種類や内容を定めたケアプランを作成してくれます。

（作成料の利用者負担はありません）



きくがわ苑居宅介護支援事業所では、基礎資格に介護福祉士の資格を持つ福祉のスタッフが揃い、主治医の先生・ご家族との連携を密に取りながら公正・中立・利用者本位の姿勢を貫き、各サービス提供事業所と連絡調整しながら、より快適なその人らしい生活を支えるように努力しています。

その人の有する能力に応じて、自立した生活を営むために居宅サービス事業者その他の事業者・関係機関との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。

居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た、利用者及び家族等の秘密並びに個人情報、生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らすことはありません。

(ただし、あらかじめ文章により同意を得ている場合は、サービス担当者会議など関係者等と連携を図る必要な理由がある場合は、情報提供をすることがあります。)



今出来ていることが長く続けられるように、あなたのご希望に沿ったプランを共に考えながら作成します。お気軽にご連絡ください。

2 8 7 - 1 7 7 5

きくがわ苑居宅介護支援業所